

遅い梅雨入りでいきなり蒸し暑い日々、室内でも熱中症にならぬよう室温確認忘れず。

「消費税なんかいらない」ときっぱり。そのとおり！

△6月の消費税なくす会街頭行動結果▽

6月24日(金)12時15分～13時00分
アオーレ長岡前歩道にて行いました。今回も5月同様憲法共同センターと一緒に、長岡各界連とあわせて14名が参加しました。「消費税5%に」の署名は3筆、シール投票は「消費税は5%に下げろべき」に4枚貼られました。また消費税反対のチラシを折り込んだティッシュも配り、15名が受け取りました。

署名してくれた内のひとは「なんで消費税なんだ。こんな税はいらない。物品税に良せばいいだけの事だ。そうすればせいたく品にだけ税がかかるからみんな苦労しなくて済む。それだけの事。消費税なんかすく無くすべきだ」ときっぱり。

物品税とは、1987年(昭和12年)に創設された国税で、主として、せいたく品や高価な便宜品(貴金属・毛皮・車やボートなどに課税されました。1989平成元年の消費税導入に伴い廃止された物品税ですが、署名者の意図は、生活必需品にまでかかり、富豪も庶民も同じ税率で負担する「悪平等」の消費税よりはまだまし、といったところでしょうか。その復活の是非はともかく「消費税なんかいらない」の一点はシンプルにそのとおりです。

今回も民商酒井会長がギター持参で参加、「消費税を5%に」の歌を歌い盛り上げました。

○やはり懲りない政治家に今後の選挙で審判を自民党の裏金問題は結局、追認と抜け道だらけの悪法が成立してしまいました。裏金の原資は大企業の献金です。庶民には消費税を課し、下請けに消費税負担を押しつける輸出大企業には輸出戻し税を還付。こんな政治には選挙で審判を下し、消費税を廃止しましょう。



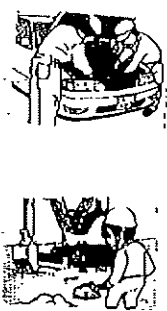
△消費税なくす長岡各界連絡会より▽

7月の消費税廃止の街頭行動は7月26日(金)、12時15分～13時00分、アオーレ長岡前歩道にて行います。会員のみならず、ぜひお気軽にご参加下さい。

△労働保険事務組合より▽

○一般労働保険の第1期分保険料の口座引落は6月28日でした。引落しが出来た事業所には後日、「保険料等領収書」はがきが届きます。また、口座残高不足等で引落できなかった方には手紙を出しますので、至急に口座への振込または事務所に現金でお持ちください。

○一人親方労働保険の第1期分保険料の納入期日は6月30日でした。まだ振り込んでいない方が何名かおられます。納入通知書(期別納入日と納付額)を確認のうえ、添付の振込用紙にて至急振込をお願いします。



△上半期源泉所得税 相談会▽

予約必要

源泉所得税を半年分まとめて納める「納期特例」の事業所を対象に、相談会を行います。今年1月から6月までに従業員に支払った給与・賞与の金額が分かる資料(賞金台帳等)をご用意の上おいで下さい。

日時7月8日(月)・9日(火)

いずれも10時～12時 及び 13時30分～16時

当日でもかまいません。電話で時間を確認・予約の上、お越し下さい。

源泉所得税の上期分納期は7月10日です。

△事務所お休みのお知らせ▽

7月22日(月)・23日(火)の2日間、事務局が全商連の事務局員学習交流会参加のため、長岡民商事務所が終日お休みとなります。ご承知おきください。

